

令和7年度公害等調整委員会年次報告

公害等調整委員会事務局



公害等調整委員会設置法第17条の規定に基づき、令和8年6月5日、公害等調整委員会は令和7年度の所掌事務の処理状況を国会に報告しました。以下、その概要を御紹介いたします。

① 公害紛争の処理状況について

令和7年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された36件と、令和7年度に新たに受け付けた26件の計62件でした。このうち、26件が令和7年度中に終結し、残り36件は令和8年度に繰り越されることになりました。新たに受け付けた事件の件数及び終結した事件の件数は、近年20～30件程度となっています（令和7年度に終結・係属した事件の一例を本誌31ページに掲載）。

委員会における公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴としては

○都市型・生活環境型公害紛争（住宅と事業活動場所とが近接している）

○騒音をめぐる事件の割合の高さ（騒

音・低周波音関係の紛争が全体の約5割）

○職権調停への移行（裁定申請であっても審理過程で職権調停へ移行する）の増加

といったことが挙げられます。

また、事件処理における委員会の改善・工夫などの取組としては

○事案に応じた計画的審理（「1年3か月」又は「2年」の標準処理期間の設定）

○専門的知見の活用及び調査等の実施（専門委員の任命、国費での現地調査等）

○期日開催におけるウェブ会議等の活用、被害発生現地での期日の開催

といったことが挙げられます。

② 都道府県・市区町村の処理状況について

国の委員会のほか、公害紛争を処理する機関として都道府県に審査会等が設置されており、令和7年度は85件の事件が係属し、37件が終結しました。また、令和6年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情の受付件数は約6万7千件となっており、そのうち公害紛争処理制度の対象となる「典型7公害」

（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に係る約4万8千件について、一番多い種別（約4割）は騒音となっています。これらの公害紛争・公害苦情への解決力・対応力向上のため、審査会等の会長等や各地方公共団体の担当者を対象に情報交換の場を設け、連携を強化しています。

③ 土地利用の調整の処理状況について

委員会は、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定や、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等も行っています。鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定は令和7年度に新たに4件を受け付け（令和6年度から繰り越された1件と合わせて計5件係属）、うち1件（本誌32ページに概要を掲

載）が終結しています。また、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等については令和7年度に新たに3件を受け付け（令和6年度から繰り越された2件と合わせて計5件係属）、うち4件が令和7年度中に処理されました。

年次報告の詳細については、下記のURLから御確認いただけます。
よろしければ、ぜひ御覧ください。

報道資料「「令和7年度公害等調整委員会年次報告」の公表」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_20260605.html



「公害等調整委員会年次報告書（公害紛争処理白書）」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/main.html>

※過去の年次報告書を御覧いただけます。

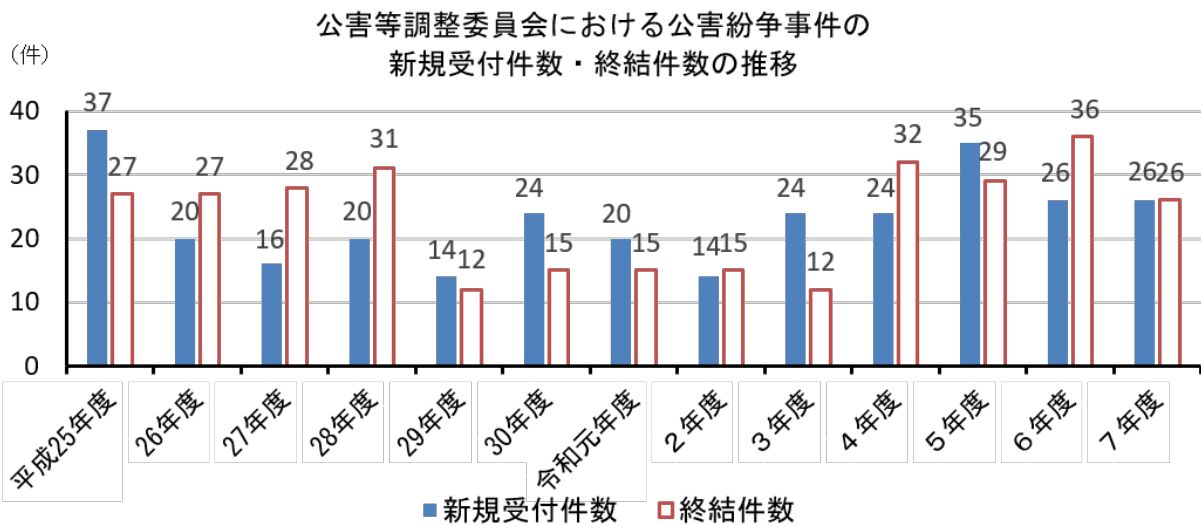


令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

公害紛争の処理状況

令和7年度 【係属】 62件 【うち【繰越し】 36件】 【終結】 26件
【新規受付】 26件

うち裁定事件 【係属】 58件 【うち【繰越し】 35件】 【終結】 25件
【新規受付】 23件



○ 近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
- ② 騒音をめぐる事件の割合が高い
- ③ 職権調停への移行の増加

○ 事件処理における取組

- ① 事案に応じた計画的審理
- ② 専門的知見の活用及び現地調査等の実施
- ③ 期日開催におけるウェブ会議等の活用、現地期日の開催等

**終結した事件例 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害
責任裁定申請事件**

【申請人】：岐阜県羽島市の住民2人

【被申請人】：建材等製造販売会社

【申請理由】：

- 被申請人の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じん^ろにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至った。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計3300万円等の支払

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催
- 当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結

係属中の事件例 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】：埼玉県在住の住民43人

【被申請人】：国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市

【申請理由】：

- 国道299号線の沿線等の民家に居住している申請人らが、当該国道で爆音走行するバイク等から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人飯能市は、関係機関に改善要請をしていない。
- 被申請人国土交通大臣は、当該国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅等を行っていない。また、被申請人環境大臣は、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行っていない。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計500万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

都道府県・市区町村の処理状況

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和7年度 【係属】 85件 〔 うち【繰越し】 44件 〕 【終結】 37件
【新規受付】 41件
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和6年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和7年度 【係属】 5件 〔 うち【繰越し】 1件 〕 【終結】 1件
【新規受付】 4件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和7年度 【係属】 5件 〔 うち【繰越し】 2件 〕 【終結】 4件
【新規受付】 3件

終結した事件 しょうす とのしょう 香川県小豆郡土庄町小部地内の
岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：採石業者
 【処分庁】：香川県知事
 【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施
 【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして同処分の取消しの裁定を申請
 【事件の処理経過】：
 裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は終結